高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険では、介護サービス費の1月当たりの自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合、その超えた額を「高額介護サービス費」として支給しています。

この高額介護サービス費について、全国的にシステム設定に誤りがあり、本市においても確認したところ、難病に対する特定医療などを受けている方について、一部の自己負担額を合算していなかったことから、過少に支給していたことが判明しました。

対象となる皆様にお詫びし追加支給を行うとともに、今後は再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

他自治体から国に対し、公費負担医療対象者の高額介護サービス費のシステム設定誤りの事例が報告され、国が全国的に調査を実施し、本市においても確認したところ、同様のシステム設定の誤りが見つかったものです。

※ 国の通知によると、全国の3分の2程度の保険者(市町村)が同様にシステム設定を誤っていたことが判明。

2 追加支給の対象者数及び金額

- ・対象期間 令和元年 12 月から令和 4 年 3 月までのサービス利用分
- · 対象者数 192 人
- •対象金額 1,465,866円
 - ※対象者及び金額は現時点のものであり、今後変動する可能性があります。

3 今後の対応

対象となる方にすみやかにお知らせし追加支給を行います。

※ なお、高額医療合算介護サービス費等への影響についても調査を継続し、追加支給が必要な 場合は対象となる方に別途お知らせします。

4 再発防止策

システムを改修する際は支給要件の確認を徹底するとともに、システム保守業者に対しては、内部チェック体制の確保を行い、適正な保守業務が実施できる体制を求めていくこととしております。

【問い合わせ】

福祉局介護保険課 松本 092-711-4227 · 092-733-5452